

学生納付特例制度について

◆学生納付特例制度とは

学生で所得が一定以下の場合、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。学生納付特例は年度毎に申請を行っていただく必要があります。

この制度を利用する方は、住所地の市区町村役場で、国民年金手帳、学生であることを証明する書類、印鑑を持って申請してください。

学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されます。したがって不慮の事故などにより障がいが残ってしまった場合でも、納付要件を満たすこととなり、障害基礎年金などを受給することができるので安心です。

しかし、この学生納付特例を受けた期間は将来受け取る年金額には反映されません。この期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料額に一定の金額が加算されます。

平成20年度において学生納付特例を承認されている方で、21年度も在学予定の方には、基礎年金番号などの事項を印字したはがき形式の学生納付特例申請書が送付され、必要最小限の事項を記入するだけで学生納付特例制度の申請が可能となります。

○対象となる方

2月下旬までに学生納付特例を承認され、21年度も在学予定の方

○送付元・時期

社会保険庁から3月下旬

はがき形式の申請書による申請を行う場合には、学生であること、学生であったことを証明する書類（学生証など）を添付する必要はありません。

ただし、在学される学校などに変更のある方などは、改めて在学の事実などを確認する必要があるため、この申請書で申請することができません。

この申請を利用される方は、4月中にはがき形式の申請書を提出してください。5月末時点において、未提出などの理由により学生納付特例の承認がされていない方に対しては、6月上旬に社会保険庁から納付書が送付されます。

国民 年金

〈問合先〉

岐阜南社会保険事務所

☎273-6161



教育委員会だより

挑戦する子どもに エネルギーを

4月は子どもにとって、新たなスタートの時期、新入学の子どもは勿論、進級する子どもにとっても大きく環境が変わる時期です。新たな教室で、新しい先生、新しい仲間と緊張して生活していかなければならない子どもは大変です。でも、この環境の変化に順応していくことで、子どもはひとまわり成長できるのです。

では、この時期の子どもを支える親としては、どんなことに気をつけたらいいのでしょうか。うまく順応できるかを心配するあまり、やたら干渉したり、子どもにとって乗り越えるべき壁を取り除いてばかりいたり…。これは逆効果です。子どもはいつか、親からひとりだちしていかなければならないのに、それを親が妨げてしまうようなことになってしまいます。

そこで、まず親としてやるべきことは、新しい環境に挑んでいこうとする子どもの味方になってあげることです。具体的に言えば、4月になってから新たな気持ちで頑張ろうとしている子どもの変化を見つけ、誉めてあげることです。うまくいかないことがあったとき、子どもの話にじっくりと耳を傾けてあげることです。多くの場合、子どもは自分で困難なことを乗り越えるエネルギーをもっています。しかし、ゆったり落ち着いて過ごせる家庭でなくては、そのエネルギーを蓄えることはできないのです。だからこそ、家庭がゆったり落ち着いて過ごせる場所であることが大切なのです。もうひとつは、十分な睡眠時間と栄養のバランスがとれた食事です。これは、親の責任です。新たな環境に順応できず、頑張りきれない子どもを見ると、家庭でこの二つが不十分な場合がとても多いのです。まだまだ親のサポートが必要です。

こんなことに気をつけながら、挑戦している子どもを大らかに見守ってください。そうすれば子どもはきっと言います。

「やっぱり、僕、頑張ってみる」

教育電話相談

～悩んだら気軽に電話してください～

羽島郡二町教育委員会

☎ 245-1133